

期 日 令和5年1月31日  
場 所 増毛町役場 3階委員会議室

令和5年 第1回

増毛町農業委員会総会議事録

増毛町農業委員会

## 令和5年第1回農業委員会総会議事録

令和5年1月31日第1回増毛町農業委員会総会を増毛町役場3階委員会議室に招集した

	開会 午後 3時10分
1	<p>付議事項</p> <p>開会及び会議宣言</p> <p>日程1、 議事録署名委員の指名について</p> <p>日程2、 会議書記の指名について</p> <p>日程3、 決議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせについて</p> <p>日程4、 議案第1号 令和4年農作業料金・農業労賃について</p> <p>日程5、 議案第2号 農地の賃借料情報の提供について</p> <p>日程6、 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について</p> <p>日程7、 議案第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の許可について</p> <p>日程8、 議案第5号 増毛町農用地利用集積計画に対する意見について</p> <p>日程9、 その他</p>
2	<p>委員定数 11名</p> <p>出席委員 9名</p> <p style="padding-left: 20px;">1番 木谷辰彦、 2番 佐藤健一、 3番 森木信廣、 4番 大沼清人、 5番 大嶋紀之、 6番 仙北 要、 7番 松倉利幸、 8番 大嶋利幸、 11番 仙北清孝</p> <p>欠席委員 1名</p> <p style="padding-left: 20px;">9番 前野憲和、 10番 嘉門宏美</p>
3	<p>議事録署名委員</p> <p style="padding-left: 20px;">1番 木谷辰彦 委員</p> <p style="padding-left: 20px;">2番 佐藤健一 委員</p>
4	<p>説明のために会議に出席したるもの</p> <p style="padding-left: 20px;">局長 若林利行、次長 佐藤幸喜、係 宮崎勉</p>
5	<p>本会の書記次のとおり</p> <p style="padding-left: 20px;">係 宮崎勉</p>
局長	<p>それでは、只今から令和5年第1回増毛町農業委員会総会を開催します。 開催にあたりまして会長よりご挨拶を頂きます。</p>
会長	<p>今、天気が良くなりましたけれども、先ほどまでかなり荒れておりまして、お足元の悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。雪が少なく推移しておりますけれども、ここ、1週間から2週間にかけて雪が降ると同時に気温が下がってまして、ここ連日真冬日という事で、今日もプラスにもならず真冬真っ盛りという状況が続いております。果樹の方も、選定作業が始まっているんですけども、雪が降ったり、ちょっと吹雪いたり風が強かったり寒かったりで、なかなか1日中畑にいるという事が少ないかなという感じになっております。そんな寒い中ですけども、1月も今日で終わるという事になりまして、増毛町の方では、昨日、町長選の告示があり立候補者1名という事で決まりまして、また、堀町政が継続されるということが決まったようでございます。引き続き、堀町長におかれましては、増毛町農業に対するいっ</p>

	<p>そうの盛り上げという事を期待したいなと思っております。また、農業委員会といたしましても、堀町長を盛り上げるという感じですね、二人3脚で増毛町の農業を前進させるべく皆さんに協力お願いしたいなと思います。また、先ほど、1時半から農業会議のWeb講演がありまして数名の委員が出席いたしまして講演を見たわけですが、これからの農業委員会の立ち位置と言いますか、役目が少しずつ変わってきているという事です。作業的には、やっていることはさほど変わらないと思えますけれども、考え方が少しずつ国の方も変えてきているなという印象があります。また、残念なのはですね農地の利用に特化した修正という事になりまして、農業者の経済的な行政の心遣いと言いますか、土地の利用という事に着目するあまり農業経済というところが入れられていないことが、ちょっと私の印象でございまして、農業者、経済的にしっかりね、地域を支えていくということになればいいなと思っております。寒い日が続いております、これからもまだまだ2月になっても寒いかなと思いますけれども、皆さまにおかれましては、健康に留意しながら農作業が出来るように鋭気を養っていただきたいと思っております。本日はよろしく願いいたします。</p>
局長	<p>ありがとうございます。</p> <p>本日の出席委員は11名中9名であります。9番前野委員、10番嘉門委員から欠席する旨の通知がありました。農業委員会会議運営規則6条の規定による定足数に達しております。</p> <p>それでは増毛町農業委員会会議運営規則第4条第1項の規定により、以降の議事進行は会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、それでは令和5年第1回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>日程1、農業委員会会議運営規則第13条第2項の規定により議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は1番木谷委員、2番佐藤委員にお願いします。</p> <p>日程2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には宮崎勉君を指名します。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命いたします。</p> <p>日程3、決議第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせについて」事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>はい、本決議については農業委員会が関係した不祥事が続いたために令和2年1月総会から当農業委員会としても法令遵守、公平性を確保するため毎年決議として申し合わせをすることとしたものです。それでは決議文を朗読いたします。決議第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせについて」私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公正・公平な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。</p> <p>記 1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同法第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公平性を確保すること。</p> <p>2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修会等を実施すること。令和5年1月31日、増毛町農業委員会会長。</p>
議長	<p>はい、事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。何かご意見、ご質問ございませんか？</p>
各委員	<p>【ありません】の声</p>

議長	それでは決議第1号について採決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
議長	挙手多数。よって決議第1号については原案どおり可決されました。 日程4、議案第1号「令和4年農作業料金・農業労賃について」事務局に説明を求めます。
事務局	議案第1号「令和4年農作業料金・農業労賃について」 このことについて、北海道農業会議より回答を求められたので別紙のとおり回答する。令和5年1月31日提出、増毛町農業委員会会長。先ほど、全員協議会で確認していただいておりますので、内容については省略させていただきます。以上です。
議長	はい、事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。何かありませんか？
各委員	【ありませんの声】
議長	それでは議案第1号について採決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
議長	挙手多数。よって議案第1号については原案どおり可決されました。 日程5、議案第2号「農地の賃借料情報の提供について」事務局に説明を求めます。
事務局	議案第2号「農地の賃借料情報の提供について」 このことについて、農地法第52条の規定により別紙のとおり農地の賃借料情報を公表する。令和5年1月31日提出、増毛町農業委員会会長。増毛町における農地の賃借料情報、町内は全地区ということで出しています。田 最高額11,000円、最低額3,400円、平均で8,700円、データ数は40。転作田 最高額、最低額、平均額すべて5,000円、データ数は57。畑、最高額、最低額、平均額すべて1,700円、データ数は2。果樹畑が最高額、最低額、平均額すべて2,500円、データ数は1。この数値については、昨年1月1日から12月31日までに締結された農業経営基盤強化促進法及び農地法による利用権設定の数値を基に算出しています。以上です。
議長	事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。何かご意見、ご質問ありませんか？  いいですか？
各委員	【はい】の声
議長	それでは議案第2号について採決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
議長	挙手多数。よって議案第2号については原案どおり可決されました。 日程6、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」事務局に説明を求めます。

事務局	<p>議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 農地の所有権移転について、次のとおり許可申請があったが、適当と認め許可するものとする。令和5年1月31日提出、増毛町農業委員会会長。 【議案第3号説明】</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。何かありませんか？ いいですか？</p>
各委員	<p>【はい】の声</p>
議長	<p>それでは、議案第3号について採決いたします。賛成の方は挙手願います。</p>
各委員	<p>【多数の挙手】</p>
議長	<p>挙手多数。よって議案第3号については原案どおり可決されました。 日程7、議案第4号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の許可について」事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の許可について」 このことについて、別紙のとおり合意解約の通知があったが、適当と認め許可するものとする。令和5年1月31日提出増毛町農業委員会会長。 【議案第4号説明】</p>
議長	<p>はい、事務局から説明が終わりましたので審議に入ります。ご意見ご質問ございませんか。</p>
木谷委員	<p>耕作しないという事？</p>
事務局	<p>そうですね。場所的にも基盤整備から外れた部分と、****の半分、ほぼ、ほぼ****の一部も原野という形で耕作していない部分がありまして、今までソバつけていたんですけども、もうソバはつけないという事で話がありました。</p>
議長	<p>他にご意見ご質問ありませんか？ いいですか？</p>
各委員	<p>【はい】の声</p>
議長	<p>それでは、議案第4号について採決いたします。賛成の方は挙手願います。</p>
各委員	<p>【多数の挙手】</p>
議長	<p>はい、挙手多数。よって議案第4号については原案どおり可決されました。 日程8議案第5号「増毛町農用地利用集積計画に対する意見について」利用権1番から3番まで事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>はい、議案第5号「増毛町農用地利用集積計画に対する意見について」 令和5年1月23日町長より農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による別紙農用地利用集積計画について、同法第18条第1項の規定により意見を求められ</p>

	たので審議回答する。令和5年1月31日提出増毛町農業委員会会長。 【利用権1番から3番説明】
議長	はい、利用権1番から3番まで説明が終わりましたので審議に入ります。何かご意見ご質問ありませんか？
各委員	【ありません】の声
議長	いいですか？
各委員	【はい】の声
議長	それでは、利用権1番から3番までについて採決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
議長	はい、挙手多数。よって、利用権1番から3番までは原案のとおり可決されました。次に利用権4番について審議いたします。これにつきましては、**委員が事業経営の参画者となっておりますので農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席願います。暫時休憩いたします。
	再開いたします。利用権4番について事務局に説明を求めます。
事務局	【利用権4番説明】
議長	はい事務局から説明が終わりましたので審議に入ります。何か、ご意見ご質問ありませんか？
佐藤委員	利用目的、田と米は何か違いはあるんですか？
事務局	いや、書いたものをそのまま読んでるので。
木谷委員	本来は、水稻としたほうが。
事務局	水稻がいいんですか？わかりました、はい。
木谷委員	転作田とかいろいろあるからね。
議長	じゃあ、利用目的は水稻という事で。今度から。何か他にありませんか？
各委員	【ありません】の声
議長	それでは、利用権4番について採決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
議長	はい、挙手多数。よって利用権4番については原案どおり可決されました。暫時休憩します。

議長	再開します。 次に利用権 5 番について審議いたします。これにつきましては**委員が事業経営の参画者となっておりますので農業委員会法第 3 1 条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席願います。暫時休憩いたします。
	再開します。利用権 5 番について事務局に説明を求めます。
事務局	【利用権 5 番説明】
議長	はい、事務局から説明が終わりましたので審議に入ります。何かご意見ご質問ありませんか？
	いいですか？
各委員	【はい】の声
議長	それでは、利用権 5 番について採決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
議長	挙手多数。よって利用権 5 番は議案のとおり可決されました。暫時休憩します。
	再開します。 日程 9、その他、事務局から何かありましたらお願いします。
事務局	ありません。
議長	皆さんから何かありましたら。 ないですか？いいですか？
各委員	【はい】の声
議長	それでは本日の案件は全て終了いたしました。これで第 1 回増毛町農業委員会総会を終了します。ご苦労様でした。
	閉会時刻 午後 3 時 4 5 分
	以上会議の顛末を記録し、相違ないことを証明するため、ここに署名する。
	令和 5 年 1 月 3 1 日
	農業委員会会長 仙 北 清 孝
	議事録署名委員 木 谷 辰 彦
	議事録署名委員 佐 藤 健 一